

ENEOS リニューアル・エナジー株式会社「(仮称) むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 7 年 1 月 2 1 日  
経 済 産 業 省  
大 臣 官 房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、「(仮称) むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」について、ENEOS リニューアル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 青森県むつ市及び東通村  
原動力の種類： 風力（陸上）  
出 力： 最大 4 2, 0 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理 | 令和 6 年 8 月 6 日     |
| 住 民 意 見 の 概 要 等 受 理   | 令和 6 年 1 0 月 1 6 日 |
| 青 森 県 知 事 意 見 受 理     | 令和 7 年 1 月 1 7 日   |
| 経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出   | 令和 7 年 1 月 2 1 日   |

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、山崎  
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 (直通)

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

「(仮称) むつ風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺では、オオワシ、オジロワシ等の希少猛きん類の生息が確認されているほか、オオハクチョウ、マガン等の渡り鳥の移動経路となっていることから、専門家の助言を踏まえた上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域には、植生自然度が高いジュウモンジシダーサワグルミ群集、ヤナギ高木群落（Ⅳ）等が分布しており、重要な植物群落の生育環境への影響を回避又は低減するため、現地調査により、現状の植生について十分な調査を行い、その分布状況を把握した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域及び崩壊土砂流出危険地区が存在しており、事業実施に伴う土地の改変等により、土砂災害を誘発するおそれがあることから、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること。
4. 工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、周辺環境に及ぼす影響について適切に調査、予測及び評価すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)